

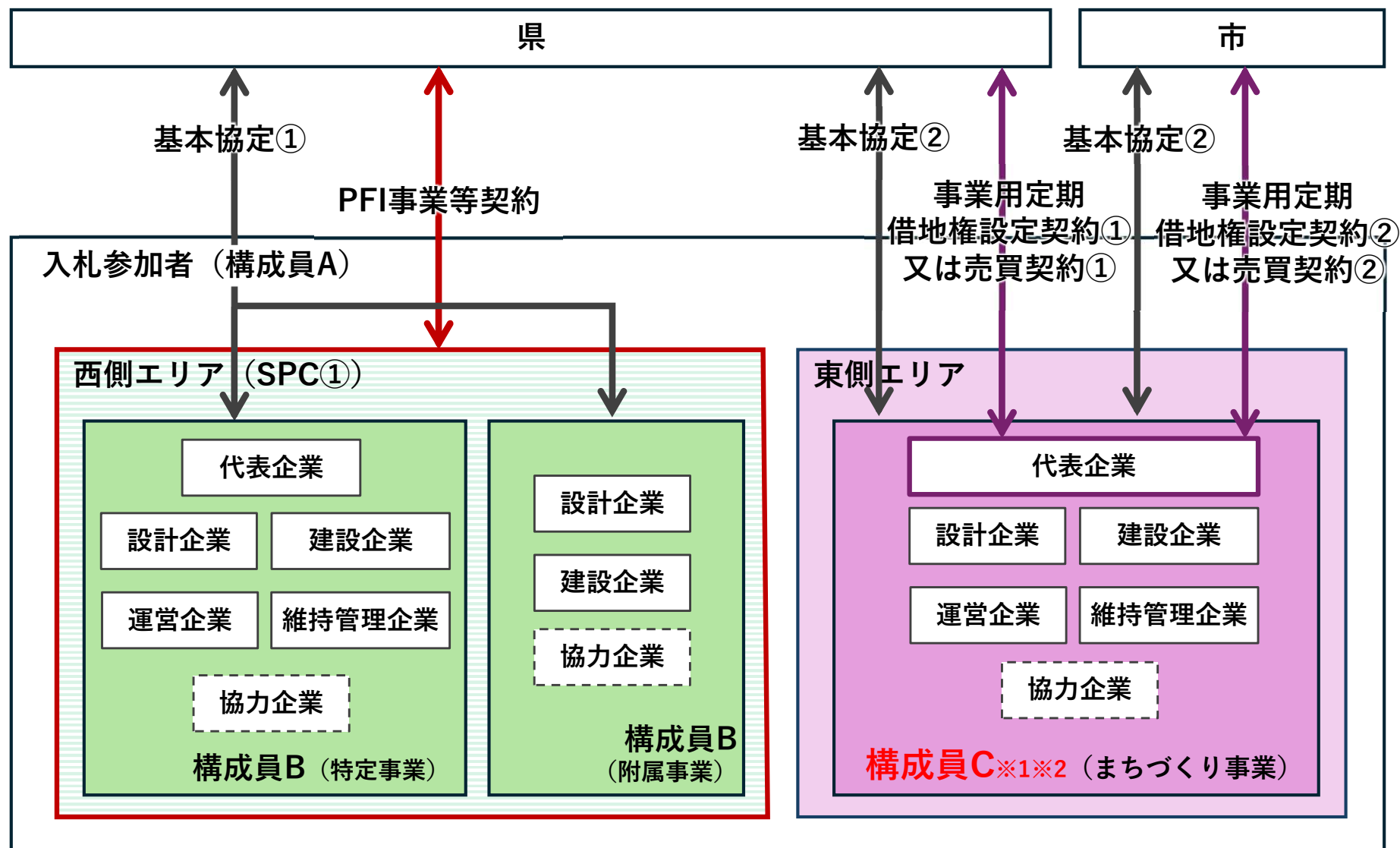
入札参加者の構成パターンについて

1. 構成パターンの条件について

- ・ 契約形態については、パターン1～パターン4の中から提案してください。
- ・ 西側の収入還元はどのパターンも必須とします。
- ・ 東側の収入還元は、まちづくり事業の透明性確保のため、パターン2、3、4しか提案できないものとしませんが、代表企業として、県・市への収入に対する割合によらない還元の提案は妨げないものとしします。その場合は、還元が代表企業の行う事業全体の会計処理において適切な費目で処理されていることを県・市が確認できることを条件とします。
- ・ パターン1の場合は、まちづくり事業だけの経理処理＋外部監査＋セルフモニタリングの徹底を条件とします。
- ・ パターン4の場合は、特定事業、まちづくり事業で独立会計とし、それぞれに外部監査を入れること、事業収支の詳細を県HPにて公表することを条件とします。
- ・ 上記外部監査は同一法人でも問題ありませんが、監査報告書は特定事業、まちづくり事業毎、個別に作成してください。
- ・ 東側エリアにおける事業用定期借地権設定契約や売買契約は、パターン1は構成員の代表企業とのみ締結できるものとしします。また、パターン2～パターン4の場合は、SPCとのみ契約を締結できるものとし、パターン4については、特定事業の事業継続を担保するために売買契約は締結できないものとしします。
- ・ いずれの契約形態パターンであっても、SPCとしての資金調達方法を拘束することが目的ではありません。（例：パターン4において、構成企業ではない民間企業から資金を調達する方法も可能。）
- ・ いずれの契約形態パターンであっても、代表企業がSPCの議決権を有するものとししますが、同代表企業と人的・資本的関係のある企業が出資・資金調達先になる場合は、SPC経営の透明性・客観性を確保することを条件とします。

2. 契約形態について

◆ パターン1：西のみSPC組成パターン

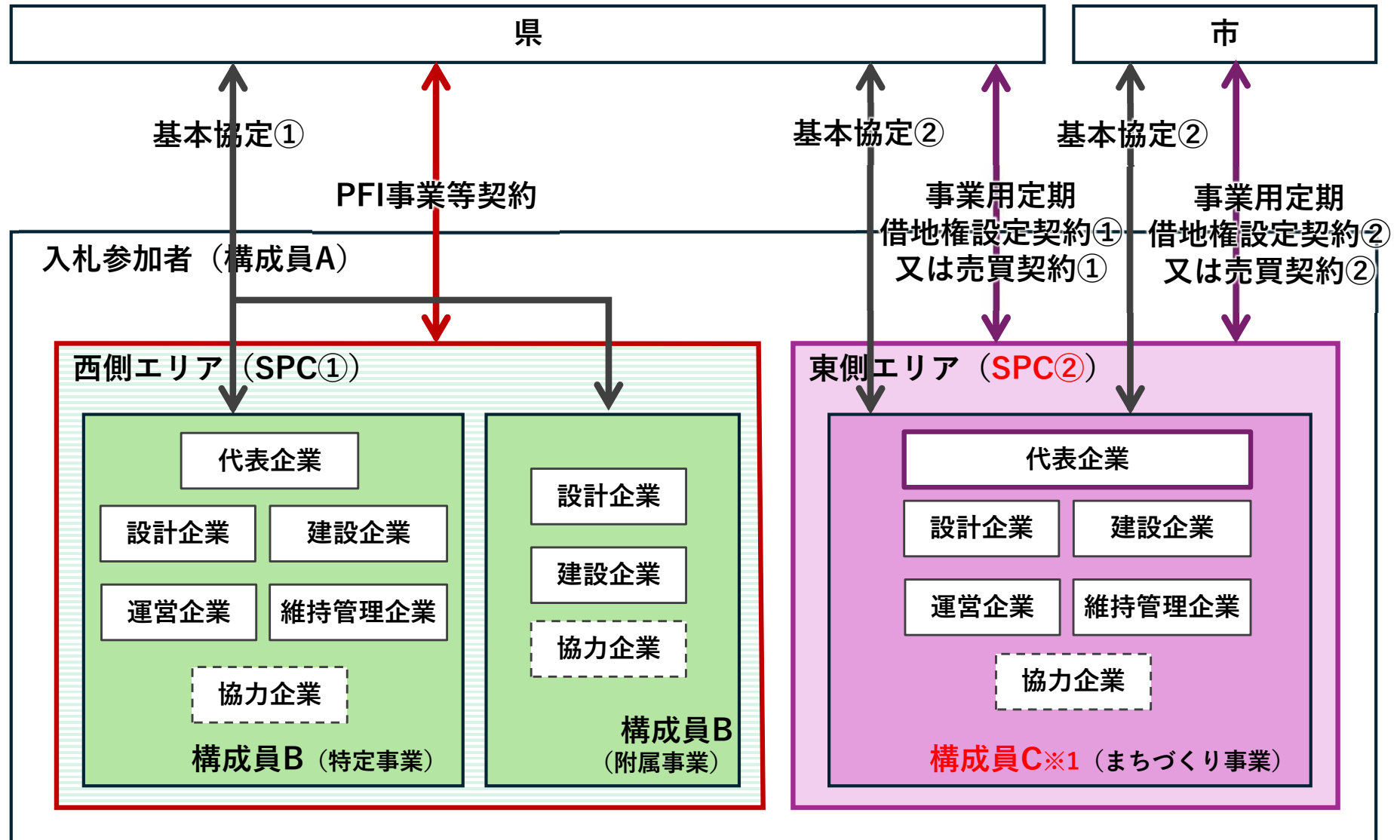


※1：SPC①の構成員Bは構成員Cを兼ねることができる（構成員C1が構成員Bを兼ねることもできる）

※2：代表企業1者又はコンソーシアム、ただし、契約者は代表企業のみ

2. 契約形態について

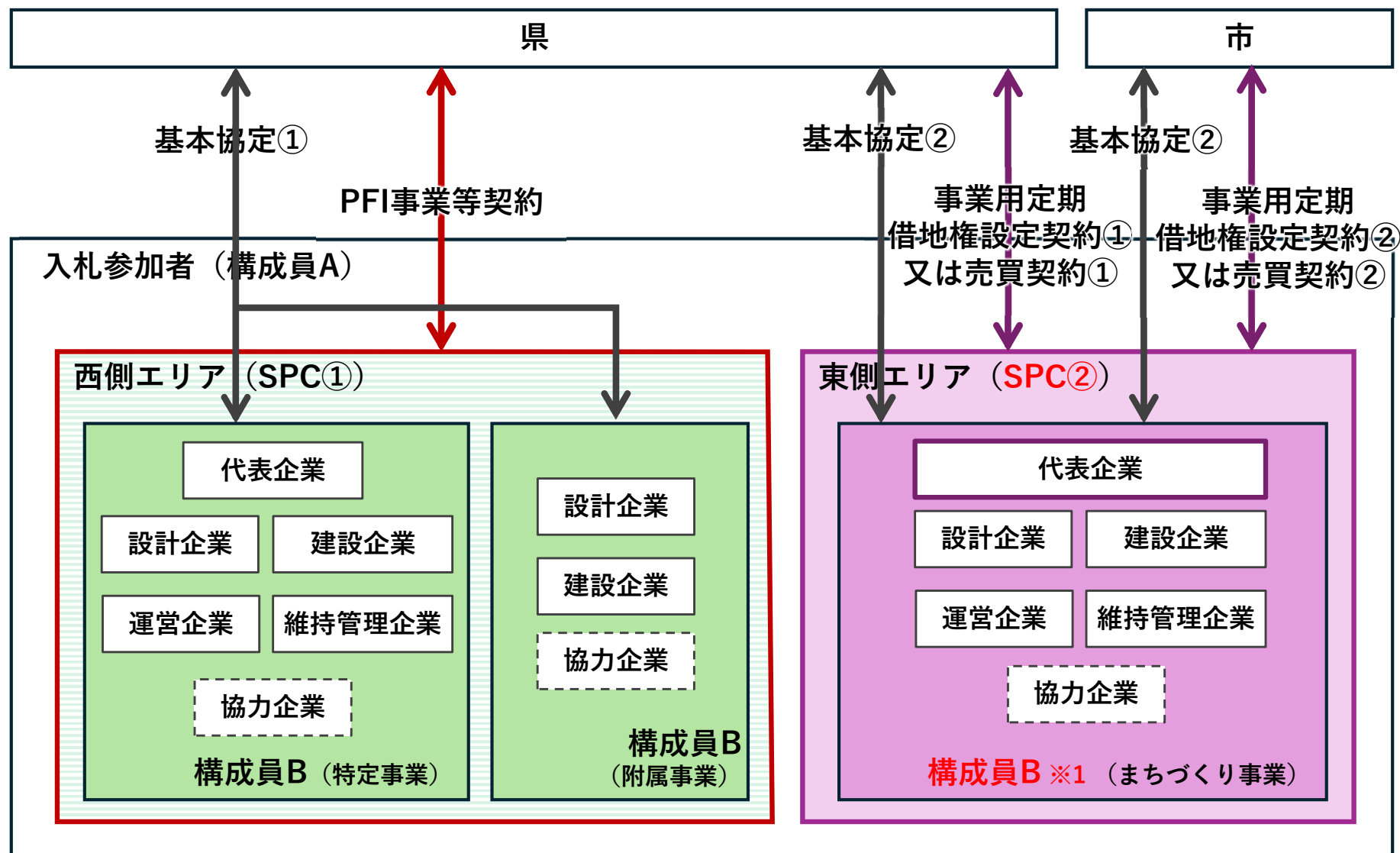
◆ パターン2：東西どちらもSPC組成パターン（構成員B、Cは別企業）



※1：SPC①の構成員B（代表企業含む）とSPC②の構成員C（代表企業含む）の構成企業は全て別々とする、又はSPC①とSPC②の代表企業は別々とするが、代表企業以外の構成員B、Cは一部兼務する場合

2. 契約形態について

◆ パターン3：東西どちらもSPC組成パターン（構成員Bは同一企業）



※1：SPC①の構成員B（代表企業含む）とSPC②の構成員B（代表企業含む）を同一とする場合

2. 契約形態について

◆ パターン4：SPC統一パターン

